

港湾計画業務改善に向けた検討の方向性

令和8年5月14日
国土交通省港湾局

1. 港湾計画業務改善に向けたこれまでの取組
2. 更なる検討の方向性
3. 今後のスケジュール

【参考】

- 港湾管理者の技術力維持や予算確保が厳しいといわれている中、効率的かつ効果的に港湾計画の策定ができる環境の構築が必要であることから、港湾管理者と国土交通省との間で意見交換を行う検討会を設置。
- 従来の港湾計画業務に関する課題を整理するとともに改善策を検討し、令和5年3月にとりまとめ。とりまとめに基づき、順次取組を進めているところ。

■ 港湾計画業務改善検討会 構成員

【構成員】

苫小牧港管理組合 専任副管理者
宮城県 土木部副部長
横浜市 港湾局長
福井県 土木部長
静岡県 交通基盤部港湾局長
神戸市 港湾局長
広島県 土木建築局空港港湾担当部長
香川県 土木部次長
北九州市 港湾空港局長
沖縄県 土木建築部参事
国土交通省 港湾局計画課長

【オブザーバー】

北海道開発局港湾計画課長
東北地方整備局港湾空港部長
関東地方整備局港湾空港部長
北陸地方整備局港湾空港部長
中部地方整備局港湾空港部長
近畿地方整備局港湾空港部長
中国地方整備局港湾空港部長
四国地方整備局港湾空港部長
九州地方整備局港湾空港部長
沖縄総合事務局開発建設部長
国土技術政策総合研究所港湾・沿岸海洋研究部長

■ これまでの検討経緯

【改善策のとりまとめに向けた検討】

- ・令和4年6月：
第1回検討会（構成員からの意見）
- ・令和4年7～11月：
港湾管理者へのアンケート、ヒアリング
- ・令和4年12月：
第2回検討会（改善策案の検討）
- ・令和5年3月：
第3回検討会（改善策のとりまとめ）

【改善策の実現に向けた検討】

- ・令和6年12月：
第4回検討会
（取扱貨物量推計、航行安全検討等）
- ・令和7年12月：
第5回検討会（環境調査）

※検討会の下に、実務レベルでの議論を行うための幹事会を設置し、検討会と並行して開催。
（検討会と合同開催のケースあり）

港湾計画業務改善策(令和5年3月)の進捗状況

分類	項目	基本的な方向性	港湾計画業務改善策			
			先行して取り組む事項 R4年度中に検討実施	対応状況	中長期的に継続して取り組む事項 R5年度以降に検討実施予定	対応状況
業務全体	財政面	①国との連携（直轄事業に係る検討など） ②財政支援の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・国が港湾管理者の港湾計画策定業務に対して技術的な支援をする方針とし、明文化 ・港湾計画策定に活用できる可能性のある補助メニューを整理 	対応済	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の整理を踏まえ、港湾計画業務に関する港湾管理者への財政支援のあり方を検討 	・検討中
	仕組み	①作業手続きの見える化 ②港湾計画変更の手続きの簡素化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・本検討会において「港湾計画業務の作業全体の標準工程」を作成 		<ul style="list-style-type: none"> ・一部変更案件（一定基準のもの）について、書面による会議等の開催を検討 ・港湾計画業務のあり方について継続的に検討 	・検討中
検討手法	貨物量推計	①貨物量推計の考え方の整理 ②作業方針の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の「港湾計画業務の作業全体の標準工程」の中で調査・検討時期等を整理 		<ul style="list-style-type: none"> ・貨物量推計の考え方について関係者を交えて整理。 ・上記の整理を踏まえ、貨物量推計ガイドライン(仮)等により作業方針を整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・R6年12月に取扱貨物量の推計ガイドラインを公表
	環境調査	①環境調査の内容の整理 ②作業方針の整理			<ul style="list-style-type: none"> ・環境調査の内容について関係者を交えて整理。 ・上記の整理を踏まえ、環境調査ガイドライン(仮)等により作業方針を整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・R7年12月に環境調査のための基礎資料集を公表
	航行安全検討	①航行安全検討の内容の整理 ②作業方針の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・航行安全検討の内容について関係者を交えて整理。 ・上記の整理を踏まえ、航行安全検討ガイドライン(仮)等により作業方針を整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・R6年12月に航行安全検討のための基礎資料集を公表 	
	長期構想検討	①長期構想で使用した資料等の活用を検討 ②作業方針の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・改訂時に、長期構想委員会で使用した資料（貨物量推計、ゾーニング等）の活用を検討 ・上記の検討を踏まえ、長期構想検討ガイドライン(仮)等により作業方針を整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画変更の審査において、長期構想で使用した貨物量推計やゾーニング等の資料を適宜活用 ・ウェブ上で長期構想のリンクページを集約して掲載 	
変更プロセス	スケジュール	①スケジュールの柔軟化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理者の事情を加味し、引き続き柔軟な対応を実施 	対応済	<ul style="list-style-type: none"> ・[再掲]一部変更案件（一定基準のもの）について、書面による会議等の開催を検討 	・検討中
	業務の簡素化	①資料の簡素化 ②デジタル技術の活用を検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブ上で港湾計画のリンクページを集約して掲載 		<ul style="list-style-type: none"> ・[再掲]長期構想委員会で使用した資料（貨物量推計、ゾーニング等）を改訂時に活用を検討 ・会議等で使用する港湾計画書等の電子データの活用を検討 ・計画書・計画図等共有についてサイバーポート等の活用を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾分科会における計画書（紙媒体）の配付や、国交省へのセット版の郵送を不要に ・重要港湾以上の港湾の計画書・計画図をサイバーポートに掲載済
組織・体制	人材確保・ノウハウの蓄積	①港湾計画業務に関する研修の充実化 ②港湾管理者と国との交流促進 ③港湾管理者間の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理者を対象とした港湾計画に関する研修を継続的に実施 ・港湾管理者と国との意見交換の場の設置を検討 ・地方整備局等管内における港湾計画業務担当者の連絡先名簿を港湾管理者間で共有 	対応済	<ul style="list-style-type: none"> ・研修内容の一部見直しに向けた検討 ・港湾管理者と国との意見交換の場の設置を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修毎にアンケートを行い、随時内容の見直しを実施 ・意見交換の場を設置済

1. 港湾計画業務改善に向けたこれまでの取組
2. 更なる検討の方向性
3. 今後のスケジュール

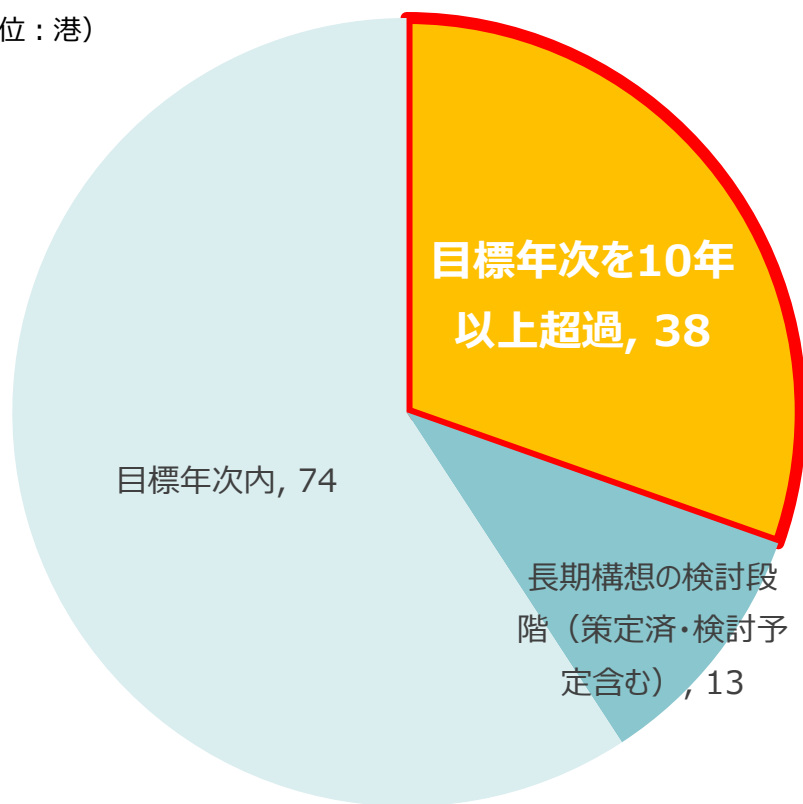
【参考】

港湾計画の改訂状況について

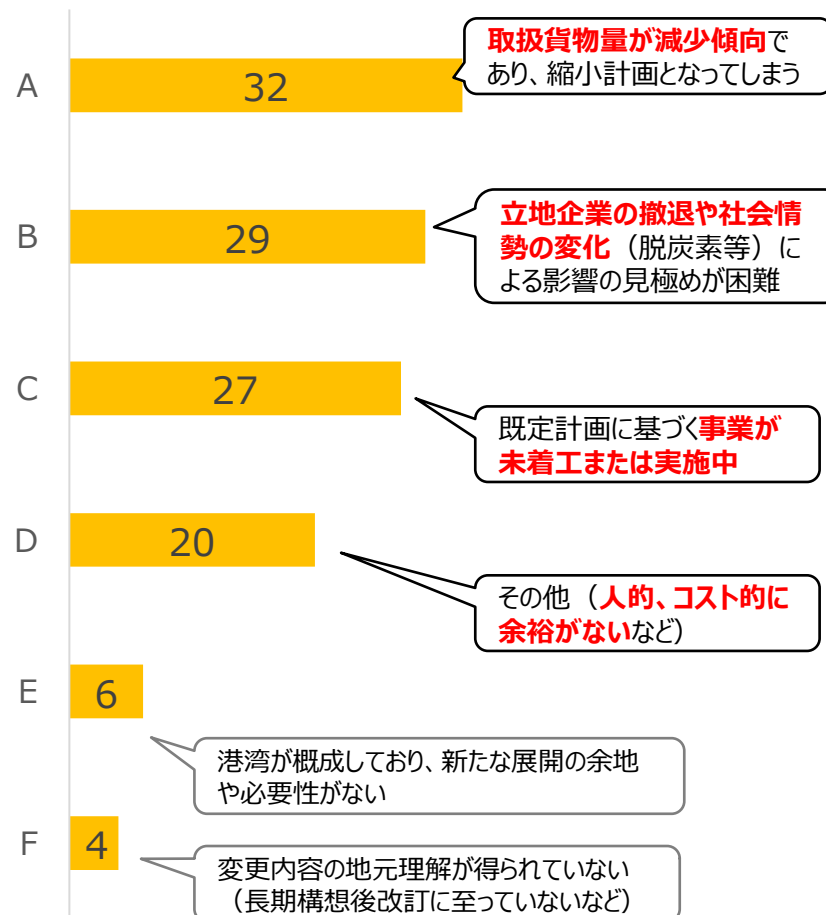
- 令和7年末時点の港湾計画の改訂状況を調査したところ、港湾計画の目標年次を10年以上超過し、長期構想の具体的な動きがない港湾は、125港中38港。改訂が進んでいない要因として、取扱貨物量が減少傾向で改訂により縮小計画となることが見込まれることや、既定計画に位置づけられた事業が未着工であることなどが挙げられる。
- 令和5年3月にとりまとめた港湾計画業務改善策に基づき、引き続き取組を進めるとともに、港湾計画業務の更なる改善の余地について検討する必要がある。

【重要港湾以上の港湾計画改訂状況】

(単位：港)



【改訂が進んでいない要因】 (複数回答あり)



現状・問題認識

- 港湾管理者の技術力維持や予算確保が厳しいといわれている状況に対応するため、テクニカルな手法を中心とした**港湾計画業務改善策**を令和5年3月にとりまとめ、取組を進めているところ。
- 他方、港湾を取り巻く情勢が厳しさを増す中、**取扱貨物量の減少や立地企業の撤退**等の要因により、依然として**計画改訂が進んでいない港湾が一定程度存在**している。
- 近年は、港湾計画の制度創設時（1973年）のように、取扱貨物量の急速な増加を見込み、それを踏まえた港湾整備を計画する事は難しくなっていると考えられる。しかしながら、**港湾のニーズは多様化しており、生産性の高い港湾マネジメントの推進が求められる中、港湾計画が果たすべき役割も見直していく**必要がある。

【参考】港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（令和7年10月1日告示）（抜粋）

I 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項

1 特に戦略的に取り組む事項

- (1) 我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成
 - ① グローバルバリューチェーンを支える国際海上輸送網の構築と物流機能の強化
 - ② 資源・エネルギー・食糧の安定確保を支える国際海上輸送網の構築
 - ③ 将来にわたり国内物流を安定的に支える国内複合一貫輸送網の構築
 - ④ 我が国及び地域の基幹産業・地場産業を支える物流機能の強化と港湾空間の形成
- (2) 観光立国と社会の持続的発展を支える港湾機能の強化と港湾空間の利活用
 - ① 観光を我が国の経済成長・地域活性化につなげるクルーズの再興
 - ② 観光振興及び賑わい創出に資する港湾空間の利活用
 - ③ 海洋再生可能エネルギーの利用及び脱炭素化に資する港湾空間の利活用の推進
- (3) 国民の安全・安心を支える港湾機能・海上輸送機能の確保
 - ① 災害等から国民の生命・財産を守り、社会経済活動を維持する港湾・輸送体系の構築
 - ② 船舶航行及び港湾活動の安全性の確保

2 引き続き重点的に取り組む事項

- ① 地域の暮らし・安心を支える港湾機能の確保
- ② あらゆる人に優しく安全で快適な港湾の実現
- ③ 良好な港湾環境の保全・再生・創出
- ④ 循環経済への移行に向けた港湾を核とする物流システムの構築
- ⑤ 国土の保全への配慮
- ⑥ 国際海上輸送の信頼性と安全性を確保する港湾保安対策等の推進
- ⑦ 港湾空間に求められる多様な要請への対応と港湾空間の適正管理
- ⑧ 新たな海洋立国の実現に向けた海洋政策の推進

3 時代の変化に対応するとともに生産性の高い港湾マネジメントの推進に向けて取り組む事項

- ① サイバーポートによる港湾の電子化
- ② コンテナターミナルにおける生産性向上や労働環境改善のためのAIターミナルの実現及び技術開発の推進
- ③ 持続可能な港湾開発等のための港湾関連技術の生産性向上及び働き方改革の推進
- ④ 柔軟性を持ったストックマネジメントと港湾間の連携の推進

対応

- 港湾の適正な開発・利用・保全**に向け、**多様化する港湾のニーズ**を的確に捉えつつ、**時代に即した港湾計画のあり方**を改めて整理した上で、**効果的・効率的に港湾計画業務を行うための更なる方策**を検討する。

＜総論＞

- 港湾計画は、港湾管理者、地元自治体、民間企業をはじめとする港湾利用者等の港湾に関わる全ての関係者が、**港湾の開発・利用・保全を行ううえで共通の指針となる「マスタープラン」**。
- 計画改訂は、**各港の現状や、地域の中で果たしてきた役割、将来のあるべき姿を分析し、港湾の適正な開発・利用・保全に向けてPDCAサイクルを回す**上でも重要な役割を果たすもの。このため、社会経済情勢の変化を踏まえ、目標年次である**10～15年毎に定期的な改訂を行う**ことが望ましいとの認識のもと、検討を進める。
※港湾計画の策定義務がある重要港湾以上の港湾のみならず、地方港湾も検討の対象とする。

＜港湾の「開発」の観点＞

- 取扱貨物量は全国的に減少傾向にあるものの、**港湾のニーズが多様化**（経済安全保障、脱炭素等）していることを踏まえ、**貨物量に留まらない様々な「港湾の能力」を的確に把握**した上で、施設の規模・配置を港湾計画に適切に位置づけるべき。
- また、施設の需要と計画は表裏一体（“ニワトリとタマゴ”の関係）であり、需要を踏まえて施設を計画するだけでなく、**施設を計画することで新たな需要が生まれる**場合もあると考えられる。このため、計画改訂に先立ち港湾の20～30年先の構想を示す**「長期構想」**においては、**過度に需要に縛られることなく、ある程度大胆な将来像を描く**ことも重要。（長期構想・計画改訂・新規事業採択時評価における需要推計や施設の位置付けの考え方については、次頁【参考】参照）

＜港湾の「利用」「保全」の観点＞

- 港湾計画を通じ、港湾整備のみならず、**港湾の利用や管理運営の効率化**を図る事が重要。
- 港湾間の連携や既存ストックの有効活用、機能の集約化・複合化等による港湾空間の再編**にも留意しつつ検討を進める。また、港湾の多様なニーズを踏まえても**「港湾の能力」が既定計画より減少する**のであれば、**施設の規模・配置を適正な形に見直す**事も重要。

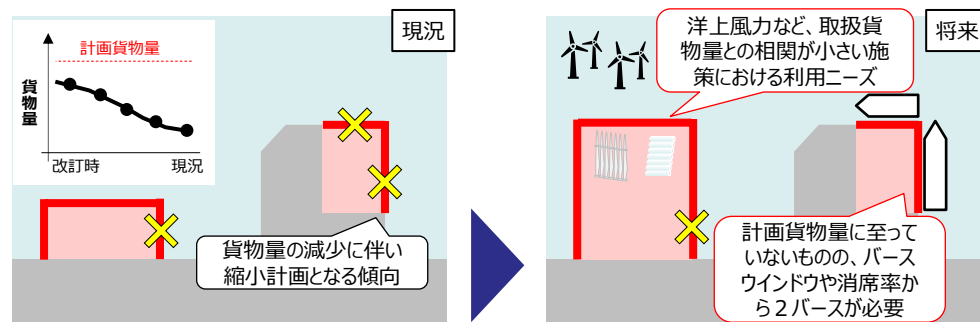
長期構想
↓
計画改訂
↓
新規事業採択時評価

概要	需要推計の考え方(例)	施設の位置付け(例)
<p>計画改訂に先立ち、20～30年先の総合的な港湾空間の構想をとりまとめるもの。</p>	<p>港湾のあるべき姿をバックキャストで描くものであり、必ずしも需要推計による貨物量等の積み上げが求められるものではない。</p> <p>※ ただし、計画段階で施設を位置付ける際には、一定の実需が必要となることに留意が必要。</p>	<p>過度に需要に縛られることなく、施設の大まかな配置(ゾーニング)を定める。 具体的な規模(バース数や水深・延長等)まで位置付ける必要はない。</p>
<p>10～15年後における港湾の開発・利用・保全の方針や、港湾の能力に応じた施設の規模・配置を計画するもの。</p>	<p>計画段階で把握できる範囲で、大まかな需要を推計する。 例えば、幅値での推計や、複数ケース別の推計等を行うことも考えられる。</p>	<p>計画段階で把握できる需要に基づき、施設の配置・規模(バース数や水深・延長等)を計画。 具体的な需要が把握できない場合は、「将来構想」、「利用形態の見直しの必要な区域」等を位置付けることにより対応することも可能。</p>
<p>費用対効果や事業実施環境等の分析を踏まえ、新規事業の評価を行うもの。</p>	<p>費用対効果分析に必要な具体的な需要を推計する。 基本的には計画改訂時の需要推計の傾向と合致しているものだが、改訂以降の情勢変化を踏まえて推計する。</p>	<p>具体的な需要推計等に基づき、計画に位置付けた範囲内で、必要性・緊急性の高い施設を整備。</p> <p>※ 計画上は水深14mで位置付けたうえ、事業上は具体的な需要を踏まえ水深12mで整備するなど。</p>

※上記は計画改訂を行うケースの一例であり、需要推計や施設の位置付けの具体的な考え方は各港の状況に応じて異なる。

具体的な検討事項案イメージ

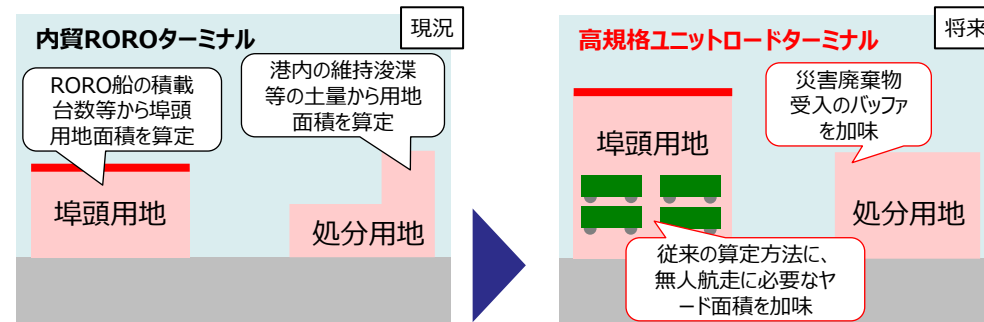
①「港湾の能力」についての考え方の整理



- ▶ 港湾計画における「港湾の能力」は、主に取扱貨物量により検討される傾向。
- ▶ 港湾の役割が多様化（CN、経済安保等）する中、貨物量のみでは港湾の必要性を十分に捉えきれない恐れ。

- ▶ 取扱貨物量以外の多角的な「**港湾の能力**」（バースウインドウや施策の特性を踏まえた能力等）を反映。
- ▶ 現状分析を重視する観点から、「既定計画」ではなく「**現状**」との**比較**により示す。

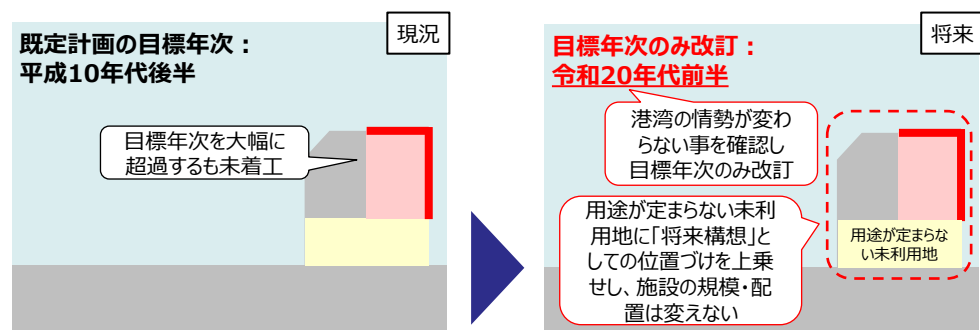
②各種港湾施策の反映



- ▶ 港湾計画は、開発・利用・保全の「**マスタープラン**」であるものの、現状の計画規定事項は、ハード整備に係るものが中心。

- ▶ **各種港湾施策**や**ストック効果**に関する記載を充実。（災害廃棄物等のバッファを踏まえた処分用地面積の算定等）
- ▶ 港湾計画に各種施策毎の法定計画を位置づけることで、**各種法定計画策定**を簡略化。

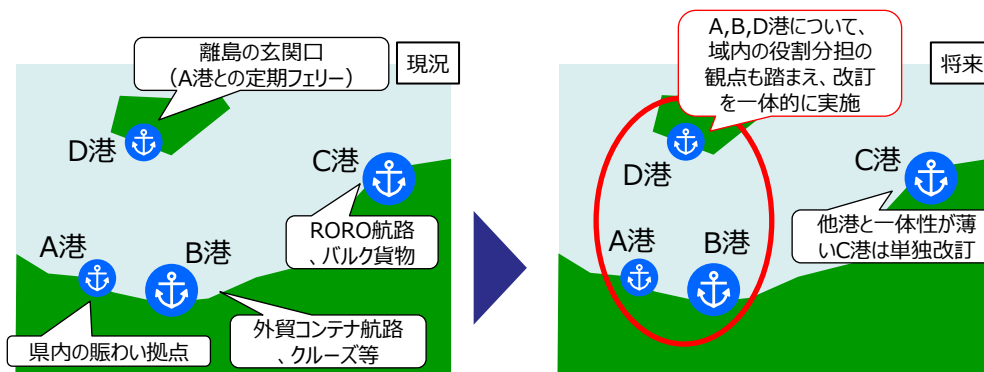
③目標年次に着目した改訂手続きの新設



- ▶ 目標年次を超過しても既定計画に位置づけられた施設が未着工であることから、改訂が進まないケースが多い。

- ▶ 港湾の情勢（港湾の能力や航行安全等）が変わらない事が確認できた場合は、簡便な手続きにより**目標年次のみ“改訂”**。
- ▶ 利用転換により**用途が定まらない未利用地**を前提とした改訂も可能であることを明確化。

④複数港湾の一体的な改訂の推進



- ▶ 各港で計画改訂を行おうとしても、内容、費用の観点から、A港やD港だけで改訂に踏み込めないケースが多い。（改訂する場合、港湾毎に調査費等がかかり、負担が大きいなど）

- ▶ 定期航路や地域的な近接性があるA,B,D港の**一体的な改訂**を推進。
- ▶ 改訂に要する調査費等の**トータルコストの抑制**も可能。

- **港湾計画や計画改訂に関して各港湾が抱える課題**
- **検討にあたっての留意点や検討事項案へのご意見**
(提案や懸念点等)

等

1. 港湾計画業務改善に向けたこれまでの取組
2. 更なる検討の方向性
3. 今後のスケジュール

【参考】

<令和8年5月14日> (今回)

第1回 港湾計画業務改善検討会

- 趣旨説明
- 検討事項案等について議論

<令和8年夏～冬頃>

港湾計画業務改善検討会 幹事会

- 検討事項案①～④の具体策を議論
(全2回程度開催を想定)

<令和8年度末頃>

第2回 港湾計画業務改善検討会

- とりまとめ

<令和9年度以降>

- とりまとめを踏まえた対応 (ガイドラインの見直し等)

<令和8年春～秋頃>

- 全国の港湾管理者と国の意見交換の場
(港湾等プロジェクト調整会議) を活用し、課題や提案を聞き取り

検討会の議論に反映

1. 港湾計画業務改善に向けたこれまでの取組
2. 更なる検討の方向性
3. 今後のスケジュール

【参考】

港湾計画の定義

港湾法第三条の三

国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾の**開発、利用及び保全**並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令※で定める事項に関する**計画**(以下「**港湾計画**」という。)を定めなければならない。

4 **港湾計画**は、**基本方針に適合し**、かつ、港湾の取扱可能貨物量その他の能力に関する事項、港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置に関する事項、港湾の環境の整備及び保全に関する事項、港湾の効率的な運営に関する事項その他の基本的な事項に関する国土交通省令※で定める基準に適合したものでなければならない。

※政令 : 港湾法施行令第1条の4

※国土交通省令 : 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令

基本方針の策定

港湾法第三条の二

国土交通大臣は、港湾の**開発、利用及び保全**並びに**開発保全航路の開発**に関する**基本方針**(以下「**基本方針**」という。)を定めなければならない。

港湾計画の効果

1. 判断の基準としての港湾計画

港湾管理者が港湾区域内における工事の許可や利用者に対して適切な岸壁の利用を指導する際の判断基準となる。

例) 港湾区域内の工事等の許可(港湾法第37条)・
臨港地区内における行為の届出等(港湾法第38条の2)・
岸壁の利用申請に対する判断 等

2. 手続きとしての港湾計画

法律に基づく一定の手続きに従って策定されることにより、計画そのものに正当性、権威が付与され、港湾の開発、利用、保全に当たり、関係者の理解獲得及び以降の行政手続きの円滑化に役立つ。

例) 用地買収・臨港地区編入・道路法の道路との兼用 等

3. 空間計画としての港湾計画

何も無い海面に施設計画等を描こうとすれば、自由度が高く、いかようにでも計画が成り立ちうる場合が多い。そこで、港湾計画を策定することにより、港湾の開発、利用、保全について明確な空間計画を示すことができる。

4. 事業のマスタープランとしての港湾計画

個別の施設整備等の要求は港湾計画に基づいて行われる。その意味で、港湾計画は、事業のマスタープランとしての性格を有しており、港湾計画に違背するような事業要求は港湾計画との整合を問われる。

5. 上位計画(前提)としての港湾計画

別の法律等の上位計画(前提)として港湾計画が引用される場合がある。その場合、港湾計画に定められた内容と整合がとられていることが必要である。

・港湾法(第55条の7)

→ 国は、港湾管理者が港湾管理者以外の者に対し、特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる。特定用途港湾施設は、次に掲げる港湾施設で、港湾計画においてその建設又は改良に関する計画が定められたもの。

・公有水面埋立法(第4条)

→ 埋立免許権者は、埋立申請の内容が港湾計画と整合していなければ、免許を出してはならない。

・海洋汚染防止法(第44条)

→ 港湾区域及びその周辺海域において海洋汚染等を防止するため必要があると認めるときは、廃油処理施設の建設又は配置について港湾計画その他の港湾の整備に関する計画に定めなければならない。

港湾計画改訂業務の標準工程

項目	業務内容	所要期間(ヵ月)		検討スケジュール
		Min	Max	
全体工程		30	63	所要期間:約30~63ヵ月
1.事前準備	港湾計画改訂に向けた予算要求、データ収集(関連資料、アンケート、企業ヒアリング等)	9	18	所要期間:約9~18ヵ月
	懇談会/将来計画策定WG/勉強会等	3	9	勉強会等
2.長期構想検討	目指していくべき将来像を示した「長期構想」を策定(※1)	6	30	所要期間:約6~30ヵ月
2-1 局内検討、資料・冊子作成	港湾利用者、市民、行政機関、学識者など様々な港湾関係者の意見・要請をもとに、概ね20~30年先の長期的視野に立った総合的な港湾空間の形成とそのあり方を構想・ビジョンとしてとりまとめる。港湾計画の改訂に先立ち、港湾管理者において策定	2	27	局内検討、資料作成
2-2 長期構想検討委員会	<長期構想検討委員会の開催イメージ> ・長期構想検討委員会立上げ準備 第1回: 現行構想の総括・策定背景(現状・課題)、長期構想骨子 第2回: 具体施策検討、長期構想素案 第3回: 港湾計画の方針、拠点配置、長期構想原案、パブコム ※必要に応じた回数を開催	6	26	長期構想検討委員会 策定 ☆
【参考】地方港湾審議会(※2)		3	3	【参考】地方港湾審議会
【参考】議会報告等(※2)(※4)		1	8	【参考】議会報告等
【参考】港湾計画素案の検討(※2)	港湾計画の目標年次である概ね10~15年間に取り組むべき内容や方針について検討を行う研究会(検討会)を開催し、委員の意見を取りまとめた上で港湾計画素案を作成する	18	18	【参考】港湾計画素案の検討
3.港湾計画改訂作業	改訂に向けた具体的な検討を実施	13	48	所要期間:約13~48ヵ月
3-1 港湾計画の方針の検討	(港湾管理者)局内調整し、10~15年先を目標とする港湾計画の方針等の検討を行う	6	18	港湾計画の方針の検討
3-2 整備局等との調整・協議	整備局等への変更内容説明、QA作成など	2	16	整備局等との調整・協議、本省提出の準備(QA等)
3-3 将来貨物量推計	将来の取扱貨物量の推計、事業者ヒアリングを実施(※1)	10	24	将来貨物量推計
3-4 埠頭計画・施設計画検討	貨物量推計に基づく埠頭計画等の整理、利用状況の把握、施設計画毎の規模及び配置の検討を行う(小型船だまり、マリーナ計画検討等も含む)(※1)	10	20	埠頭計画・施設計画検討
3-5 土地利用計画検討	施設計画及び需要に基づき、土地利用区分(変更)を検討(※1)	10	20	土地利用計画検討
3-6 臨港交通施設計画検討	将来交通量推計を行い、臨港交通施設施設の規模及び配置を検討(※1)	2	12	臨港交通施設計画検討
3-7 波浪推算・静穏度検討	波浪推算、港内静穏度調査の実施(※1)	6	14	波浪推算・静穏度検討
3-8 環境影響予測(現況調査・環境影響予測)	騒音・振動、大気質・潮流・水質等の現況調査、影響予測、計画の評価を行う(※1) (現況調査[Min5ヵ月,Max30ヵ月]、環境影響予測[Min4ヵ月,Max20ヵ月])	11	34	現況調査 環境影響予測
3-9 環境部局との協議	(港湾管理者)環境部局等に港湾計画変更内容・環境影響評価の説明、協議を行う	1	1	環境部局との協議
3-10 航行安全検討	航路の安全性について調査を実施(※1) 海上保安部に航行安全検討の説明、海難防止研究会の開催	5	24	航行安全検討
3-11 その他の検討(※2)	廃棄物処理計画検討、臨港地区の変更検討、開発効果・資金計画に関する検討等(※1)	6	14	廃棄物処理計画検討等
3-12 港湾計画図書作成	港湾計画書、港湾計画資料(その1、その2)(※1)	4	4	港湾計画図書作成
【参考】議会調整(※2)(※4)	議員、議会への説明	2	30	【参考】議会調整
【参考】審査プロセス(※3)	港湾法第3条の3第5項に基づき、港湾計画についての審議を行うため、交通政策審議会を開催 (港湾分科会から選定した目安の日数)			所要期間:約5ヵ月
本省 キックオフ	港湾管理者又は整備局が本省計画班担当者に説明	150日前		キックオフ
本省 資料持込	港湾管理者又は整備局が本省港湾計画審査官に説明	120日前		持込
本省 局内調整、関係者協議	本省計画班が港湾局内に説明、オーソライズ覚書に基づき環境省及び省内関係部局(都市局、水管理・保全局・道路局)と協議	110~40日前		局内調整、関係者協議
地方港湾審議会	地方港湾審議会(港湾法3条の3第3港)の開催、QA作成 港湾審委員及び議員、関係事業者への事前説明	30日前		地方港湾審議会
港湾分科会	国土省が、港湾法3条の3第5項に基づき開催 QA・当日資料の作成	当日		分科会 ☆
3-13 公示	港湾計画の概要の公示			公示

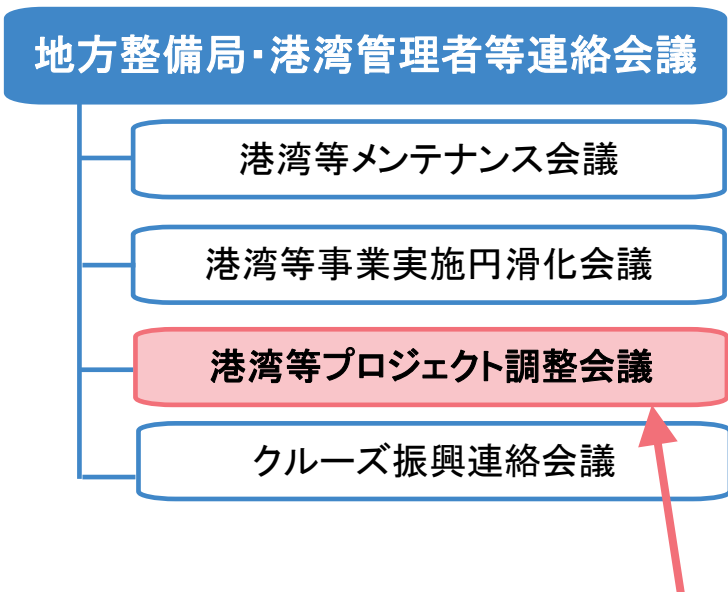
本標準工程案は、構成員からの情報をもとに港湾計画改訂業務を行うにあたっての標準的な工程をとりまとめたものであり、各港湾の検討状況によっては、この工程に限るものではない。

- (※1) 外部発注する場合がある。
- (※2) 必要に応じて行う。
- (※3) 港湾計画変更(改訂・一変)審査の年間標準スケジュールに基づく。
- (※4) 地方自治法第99条の普通地方公共団体の議会等をさす。

令和5年3月 港湾計画業務改善検討会作成

地方整備局等管内で設置されている「地方整備局・港湾管理者等連絡会議」を活用し、港湾管理者と国との港湾計画に関する意見交換を実施している。

意見交換の場のイメージ



意見交換の様子



関東地方整備局管内(R6.5.22)

意見交換の開催状況

整備局等	R7年度
沖縄総合事務局	4月18日
中部地方整備局	5月19日
関東地方整備局	5月21日
四国地方整備局	5月27日
東北地方整備局	6月2日
北陸地方整備局	6月2日
中国地方整備局	7月9日
北海道開発局	9月5日
近畿地方整備局	11月13日
九州地方整備局	11月19日

【会議の目的】 港湾施設及び海岸保全施設の計画・整備等に関し、国及び港湾管理者(港湾区域における海岸管理者を含む)等の連携・支援による検討体制を整え、課題の状況を把握、共有することを目的とする。

【説明内容】 (港湾局計画課が説明後、港湾管理者と国との意見交換を実施)

- 港湾計画の概要(港湾計画変更のフロー、スケジュール等)
- 最近の港湾計画改訂・一部変更の事例
- 港湾計画業務改善についての検討状況 等